

悪臭防止法の規定に基づく悪臭物質の排出を規制する地域の変更（案）
に対するパブリックコメントと回答

1 受付期間 令和5年3月20日から4月28日まで

2 メール、郵送、ファックス等によるパブリックコメント

(1) 意見の数 1人、1件

(2) 提出された意見の概要及び提出意見に対する市長の考え方等

NO	提出意見の概要	提出意見に対する市長の考え方	案の修正の有無
1	<p>今回の測定（昨夏）では弊社にてアセトアルデヒドの測定をされ、その測定値につきましては一般地域の規制基準をクリアする結果をいただきました。</p> <p>ただし、今回はアセトアルデヒドのみを測定され、1号規制にある他の21項目については測定をされておられません。</p> <p>仮に他の項目が後から一般地域の規制値以上であったとなれば指導や罰則の対象となる可能性もございます。</p> <p>単1項目のみで一般地域の規制基準と定められるのは、もう少し慎重に検討すべきかと感じております。</p> <p>以上、何卒ご査収下さいますようお願い申し上げます。</p>	<p>原案のとおりとします。測定項目については、当該事業所の事業内容を調査したうえで、22項目のうちどの物質が最も数値が上がる（悪臭を放つ）可能性のある物質であるかを測定業者と協議し、決定しました。その測定結果及び当該事業所周辺で悪臭による苦情の状況など考慮に入れて、他の悪臭物質21項目においても一般地域の規制基準を下回っていると判断しました。</p>	修正なし